

議案第20号

幕別町消防団条例の一部を改正する条例

幕別町消防団条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項ただし書及び各号を削る。

別表第2 水火災等非常災害出動費用弁償の項中「4,800円」を「5,500円」に改め、同表警戒出動費用弁償の項及び訓練出動費用弁償の項中「3,600円」を「4,200円」に改める。

別表第2 訓練出動費用弁償の項の次に次のように加える。

一般サービス出動費用弁償	1日	2,100円	会議等の職務に出動した団員に支給する。
--------------	----	--------	---------------------

別表第2に備考として次のように加える。

備考 一般サービス出動費用弁償は、日当が支給されるときは、これを支給しない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。